

平成 24 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 TL ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二  
 (JASDAQ・コード 3777)  
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
 中澤 秀俊  
 電話 03-5809-1850

### 第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 28 日に第三者割当等により割り当てた当社株式の割当先から、当該株式について、下記のとおり譲渡した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 当該割当先の氏名及び住所並びに割当株式数

氏 名	木下 文信
住 所	大阪市
割当株式数	80,645 株

2. 譲渡を受けた者の氏名並びに住所

氏 名	市場内
住 所	

3. 譲渡株式数

1,329 株

4. 譲渡日及び譲渡価格

取引日	取引株式数	平均単価
5 月 22 日	294 株	770 円
5 月 29 日	600 株	730 円
5 月 30 日	335 株	775 円
5 月 31 日	100 株	784 円

5. 譲渡の理由

当社の中古パソコン事業が、増資を引き受けた平成 23 年 12 月時点と比較して、予想していた内容での進捗が見られず、長期保有の確約書に捺印したものの、当時説明を受けた事業計画どおりには進んでおらず長期保有にはリスクがあると木下氏自身が判断した為、割り当てられた株式の一部を譲渡することにした。

6. 当社の判断

当社といたしましては、改めて当初の事業計画から変更の生じた事項や事業を進めるための業務提携などについて、売り上げ及び利益計画に変更がないことを木下氏に説明してまいりましたが、十分な理解を得ることができず、再度割当先に対する説明と開示の改善が必要であると認識いたしました。

## 7. 当社の対応

当社といたしましては、平成 23 年 12 月に割り当てた他の割当先の保有状況についても再度確認する必要があると判断し、5 月 28 日に平成 23 年 12 月 28 日に割り当てた全割当先に対して個別に再度確認させていただいたところ、木下氏以外の割当先は全て保有されていることが確認できたとともに、1 年以上保有することも確認できました。

## 8. 当社の今後の対応

当社といたしましては、第三者割当実施前に各割当先から長期保有の確約書を受領しておりましたが、木下氏と当社の認識に齟齬があったことを確認することができた為、再度割当先に対する説明と開示の改善に努めてまいりましたが木下氏の理解を得る事ができておりません。

この保有方針に関して、当社といたしましては当初確約をいただいたとおりに長期保有していただけるよう、継続してご説明をし理解を得られるよう努力してまいります。

木下氏から本日、5 月 29 日と 5 月 30 日及び 5 月 31 日に再び一部譲渡されたとの連絡があり、29 日の譲渡については翌日の 30 日に報告するつもりだったが 30 日にも一部譲渡を行ない、翌日の今日も一部譲渡を行ったため、あわせて報告したと伝えられたため、譲渡が行われた当日に都度報告が必要であることを再度伝え、今後はこのようなことがないよう当月中に必ず報告いただける確約をいただきました。

その時、5 月 18 日以降に他には譲渡が行われていないか確認したところ、5 月 22 日にも一部譲渡されていたことが判明したため、これについても譲渡日当日に都度報告をもらえれば失念される心配もないため、改めて都度報告いただくお願いを了承を得ました。

また、株式譲渡された都度ご報告をいただけなかった点について 5 月 28 日に理由をお聞きした時、当社株式の 1% を超えた株式数に達した時に報告の義務が発生すると認識されていたとの回答があったことにつき、なぜそのような理解をされてしまったのかについて本日お尋ねしたところ、どこかでそのようなルールを聞いた記憶があるが誰から聞いたかについては定かではなく、割当前に当社からはそのような説明をしていないことは記憶されているとの回答を得ました。当社からの説明とは異なる判断で都度報告しなかったことに対して、今後改めるとの回答を得ましたので、今後不明点があった場合は必ず当社に問い合わせしていただき、再び問題が発生しないよう協力を要請し、判断の基準に関する了承も得ることができました。

この報告に関する問題が再発したことについて、当社の問題（譲渡の都度報告との伝え方が譲渡の当日に報告が必要であるとの理解を得る説明になっていなかったことなど）でもあることとして重く受け止め、継続的にフォローを実施し、再発の防止に努めるためにこれまでの問題点を検証してまいります。

以 上